

施策名【スポーツ】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補助 金	補助金等名称	課	係	備考
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	2.主体的、創造的な学びと文化の成熟	3.スポーツ	(1)	生涯スポーツの振興	1231-1	1	体育団体等支援育成事業	通常	1	佐久市スポーツ協会補助金	スポーツ課	スポーツ推進係	
					1231-2	2	海の家開設事業	通常			スポーツ課	スポーツ推進係	
					1231-3	3	スポーツ少年団運営事業	通常	2	スポーツ振興補助金	スポーツ課	スポーツ推進係	
			(2)	競技スポーツの振興	1232-1	4	佐久市スポーツ合宿促進事業	通常	3	スポーツ合宿促進事業補助金	スポーツ課	スポーツ推進係	
			(3)	東京オリンピック・パラリンピック開催による交流の推進	1233-1	5	ホストタウン交流等事業	通常			スポーツ課	スポーツ推進係	H29年度新規事業
			(4)	体育施設の充実	1234-1	6	体育施設管理運営事業	通常			スポーツ課	スポーツ施設係	

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市スポーツ協会補助金		
事務事業名称	体育団体等支援育成事業	事務事業コード	1231-1
所 管	社会教育	部	スポーツ 課 スポーツ推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称		佐久市スポーツ協会補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期		平成 17 年度 (経過年数 19 年)		終期設定	(有)・無)	終期	令和 年度
目的		スポーツの振興による市民の体力の向上を図るため、スポーツ文化の高揚を目的として活動する佐久市スポーツ協会に対し補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		補助対象経費:協会の運営に要する経費(各支部活動、競技部・スポーツ少年団への助成、広報誌の発行等)とし、交際費、慶弔費、飲食費その他佐久市教育委員会が適切でないとする経費は除く。 補助額:予算の範囲内で教育委員会が定める額。					
交付対象者、団体		☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		☐ 不特定団体		☐ 個人			
		名称(個人は除く)		特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会			
指標設定		設定の考え方		佐久市スポーツ協会が運営するスポーツ大会等の開催数を目標値とし設定する。		目標値	150回
		指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	4,570,000 円	4,570,000 円	4,570,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円
	一般財源	4,570,000 円	4,570,000 円
指標	目標値 (単位)	150 回	150 回
	実績値 (単位)	107 回	125 回
	達成率	71.3 %	83.3 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・新型コロナウイルス感染症の影響により、大会等の一部が中止となったが、5類移行後はコロナ前の状況を取り戻しつつある。 ・補助額が近年同額であり、金額の妥当性を確認する必要がある。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・補助額の妥当性の確認は、次期の指定管理者更新時期(令和9年)を目途に、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤交付要綱の改正を行い、終期を設定する。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	スポーツ振興補助金		
事務事業名称	スポーツ少年団運営事業	事務事業コード	1231-3
所 管	社会教育	部	スポーツ 課 スポーツ推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別		サービス格差是正補助金					
根拠法令等名称		佐久市スポーツ振興補助金交付要綱				法令種別		要綱			
始期		平成 27 年度 (経過年数 9 年)		終期設定		((有)・無)		終期 令和 9 年度			
目的		スポーツ少年団に登録している団体であって、市内に競技又は練習を行うための施設がないスポーツ活動を行うものが使用する、市外の体育施設等の使用料に対して補助金を交付する。									
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		補助対象経費(市外の体育施設、競技施設等の入場料及び使用料)の2分の1									
交付対象者、団体		☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)							
		☒ 不特定団体		☐ 個人							
		名称(個人は除く)		全佐久スピードスケート スポーツ少年団							
指標設定		設定の考え方		—				目標値		—	
		指標が数値でない場合の評価方法		交付対象となる団体から申請があった場合に、補助金を交付する。							

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	1 件	0 件	
決算額(予算額)	7,200 円	0 円	200,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	7,200 円	200,000 円
指標	目標値 (単位)	—	—
	実績値 (単位)	—	
	達成率	— %	— %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	交付対象となる1団体に対して、補助金を交付した。	活動実績がなく、申請がなかった。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	—	左記の理由、課題等	・スポーツ少年団は、市営体育施設の使用料が減免となるが、市内に練習施設がなく、やむを得ず市外の施設を使用している団体は、使用料が減免されないことから、団体間の格差是正のための補助金交付には必要性がある。 ・R5は交付実績がなかったため、評価なしとする。
	有効性	—		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・団体間の格差を是正し、様々な種目のスポーツ活動を促進し、競技力の向上を図るためには一定の効果が認められるため、現行どおり継続するが、今後対象となる活動が継続するかについて注視しながら、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	スポーツ合宿促進事業補助金		
事務事業名称	佐久市スポーツ合宿促進事業	事務事業コード	1232-1
所 管	社会教育	部	スポーツ 課 スポーツ推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市スポーツ振興補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和 5 年度 (経過年数 1 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 7 年度
目的	市内で合宿を行うスポーツ団体に対して補助金を交付することで、スポーツ合宿を促進させ、スポーツ振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	市内の宿泊施設及び社会体育施設等を利用したスポーツ団体に対し、1回の合宿当たり、延べ宿泊者数(20人以上)に500円を乗じて得た額(上限20万円)を交付				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		☐ 個人		
	名称(個人は除く)	—			
指標設定	設定の考え方	市内で合宿を行うスポーツ団体の見込み数を目標値として設定する		目標値	35
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	— 件	13 件	
決算額(予算額)	— 円	899,000 円	1,400,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	— 円	0 円
	一般財源	— 円	1,400,000 円
指標	目標値 (単位)	—	35 団体
	実績値 (単位)	—	13 団体
	達成率	— %	42.8 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	R5から新設	新制度のため、認知度がまだ低かったと想定される。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・制度施行間もないこともあり、件数が伸びなかったのではと推察されるが、利用者アンケートの中で、制度については市内宿泊施設からの情報提供で知ったとの回答が一番多く、また、補助金が継続すれば佐久市での合宿を継続したいとの回答も多かったため、制度が定着していくことで、リピーターも増え、利用が増加するものと見込まれる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・市内の宿泊施設の皆様のご協力を得ながら、認知度を上げて利用を増やしていく。利用者アンケートで補助金額を増額して欲しいとの要望も多いため、利用実績を注視しながら、より利用しやすい制度となるよう、見直しを検討していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】